

令和 2 年度

財政援助団体等監査報告書

日 南 市 監 査 委 員

日 監 発 第 50 号
令和 3 年 3 月 29 日

日 南 市 長 崎田 恭平 様
日南市議会議長 濱中 武紀 様

日南市監査委員 柳沼 平八郎

日南市監査委員 川口 和也

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、令和 2 年度財政援助団体等の監査を次のとおり実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

目 次

	頁
第 1 監査の種類	1
第 2 監査の対象	1
第 3 監査の期間	1
第 4 監査の範囲	1
第 5 監査の方法及び着眼点	1
第 6 監査の結果及び意見	2
1 出資団体	2
2 公の施設の指定管理者	4

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

第2 監査の対象

財政援助団体等の名称	区分	指定管理施設の名称	所管部局
日南市土地開発公社	出資団体	—	建設部 財産マネジメント課
社会福祉法人 日南市社会福祉協議会	指定管理者	日南市北郷福祉センター	市民生活部 北郷町地域振興センター

第3 監査の期間

令和3年2月2日から令和3年3月19日まで

第4 監査の範囲

令和元年度の出納その他の事務の執行を監査の対象とした。ただし、必要に応じ平成30年度以前の分も対象とした。

第5 監査の方法及び着眼点

令和2年度財政援助団体等監査の基本方針に基づき、所管部局及び財政援助団体等の事務の執行について、出納その他事務の執行が、条例及び規則等（以下「法令等」という。）により適正に処理されているかについて、以下の着眼点に基づき、監査を実施した。

実施の内容は、提出された関係帳簿と証拠書類の調査を行うとともに、必要に応じ所管課及び財政援助団体等から説明を聴取する方法により行った。

1 出資団体について

- (1) 定款並びに経理規程等は整備されているか。
- (2) 設立目的に沿った事業経営が行われているか。
- (3) 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。

- (4) 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- (5) 関係帳票の整備、記帳は適切か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (6) 会計経理及び財産管理は適切か。

2 公の施設の指定管理者について

- (1) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (2) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (3) 協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
- (4) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続き等は適正になされているか。
- (5) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (6) 指定管理者に対して適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- (7) 施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- (8) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (9) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。

第6 監査の結果及び意見

今回の監査は、日南市監査基準、令和2年度監査基本計画及び令和2年度財政援助団体等監査の基本方針に基づき、実施した。

前述の監査の着眼点に留意し監査を行ったところ、一部において、改善又は検討を要する事項が見受けられたので、内容を十分に検討の上、必要な措置を講じられたい。

以下、監査結果に関する意見を順次記述する。

なお、軽微な事務上の誤り等については、口頭で改善を要望したので記述を省略する。

1 出資団体

- (1) 出資団体 日南市土地開発公社
- (2) 基本財産 3,000,000円
- (3) 市の出資額及び割合 3,000,000円 (100.0%)
- (4) 設立年月日 昭和48年5月28日
- (5) 設立の目的 (定款より抜粋)
公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序あ

る整備と市民福祉の増進に資することを目的とする。

(6) 事業内容

- ① 次に掲げる土地の取得造成その他の管理及び処分を行うこと。
 - ア 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地
 - イ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公共施設の用に供する土地
 - ウ 公営企業の用に供する土地
 - エ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地
 - オ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地
- ② 住宅用地の造成事業並びに港湾整備事業（埋立事業に限る。）並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地造成事業を行うこと。
- ③ 上記①②の業務に付帯する業務を行うこと。
- ④ ①の土地の造成（一団の土地に係るものに限る。）又は②の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設の整備で、地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に付帯する業務を行うこと。
- ⑤ 国、地方公共団体その他公共団体の委託に基づき、土地の取得のあつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

(7) 役員及び職員数 理事 10名、監事 2名、職員16名（兼務）

(8) 事業の実施状況

① 公有地取得事業

（単位：㎡、円）

事業区分	事業内容 用 途	取 得		処 分	
		面 積	金 額	面 積	金 額
公有地取得事業	国道220号日南・志布志道路用地取得事業	20,966.06	220,575,379	241.87	26,000,000

② 附帯等事業

保有土地賃貸等収益 60,920円

(9) 所管部局等

建設部 財産マネジメント課

(10) 経営状況

令和元年度の経営成績は、国道220号日南・志布志道路用地を売却し、事業収益である公有地取得事業収益において26,000,000円を計上している。これにより今期の損益収支は、総収益26,061,956円に対し、総費用は26,442,692円となり、380,736円の当期純損失となった。

令和元年度末現在の財政状況は、総資産額857,194,809円（前年度比24.6%増）、総負債額651,192,500円（前年度比35.2%増）差引資本総額206,002,309円

(前年度比0.2%減)となり、自己資本比率24.0%である。

(11) 監査結果による意見等

① 保有用地の解消について

平成30年度から、国道220号日南・志布志道路用地取得事業を開始し、用地買収を進め、令和元年度から売却処分をされている。

このように、公共用地の先行取得にあたっては、公共事業の着実な実施が担保できるような運営が望ましいところであるが、現在、公社が保有している土地の大部分は、長期にわたって保有されており、具体的な事業の目途が立っていないことは、財政上のリスクが懸念されるところである。

土地公売については、現在の経済を考慮すると大変厳しい状況にあると憂慮されるため、今後も引き続き、保有土地の内容を広報誌やHP等を活用しながら、広く市民等に周知するなど、積極的な事業の推進を図っていただきたい。

② 法令等に則った事業運営

公社の事業運営は、定款や各種規程等により執行されているが、一部整合しないものがあるため、事務の適正化及び効率化に向け改善に努められたい。

また、市職員が公社の職員を兼務しているため、出納事務を取り扱う場合には、関係マニュアル等により適正な会計事務の執行方法を遵守され、職員のリスク管理の徹底及び組織の内部統制の充実を図られたい。

さらに、文書の保管や保存及び備品の管理について、一部不適切な取扱いが散見されたので、公文書の整理及び管理における共通認識を持たれ、適正な事務処理に努められたい。

2 公の施設の指定管理者

(1) 公の施設 日南市北郷福祉センター

(2) 施設の目的 市民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図るため

(3) 施設の所在地 日南市北郷町郷之原乙2006番地1

(4) 施設の利用状況

平成28年度から令和元年度までの施設の利用状況は次表のとおりである。

(単位：人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
有料利用者数	0	0	0	0
無料利用者数	1,054	1,160	1,117	1,088
合計	1,054	1,160	1,117	1,088

(5) 指定管理者 社会福祉法人日南市社会福祉協議会

(6) 指定期間 平成28年度から令和2年度まで5年間

(7) 指定管理料の状況

平成28年度から令和元年度までの指定管理料は次表のとおりである。

(単位：円)

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,527,000

(8) 管理業務

- ① 施設及び付属設備等の維持管理に関する業務
- ② 在宅福祉に関する業務
- ③ 高齢者等に関する業務
- ④ 各種団体福祉相談に関する業務
- ⑤ 福祉団体の育成及び強化に関する業務
- ⑥ 福祉作業所に関する業務
- ⑦ 使用料等の徴収に関する業務
- ⑧ その他、施設の管理及び運営に関し市長が必要と認める業務

(9) 運営状況

平成28年度から令和元年度までの収支は次表のとおりである。

(単位：円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
収入	1,595,005	1,854,499	1,913,761	1,728,132
支出	1,595,005	1,854,499	1,913,761	1,728,132
収支差引	0	0	0	0

令和元年度の収支内訳は次表のとおりである。

(収入)

(支出)

科 目	決算額(円)	科 目	決算額(円)
指定管理料	1,527,000	光熱水費	1,059,297
利用料金	0	施設管理費(委託費)	651,812
事業繰入金	201,132	修繕料	14,017
		消耗品費	3,006
合計	1,728,132	合計	1,728,132

(10) 監査結果による意見等

① 指定管理者の指定について

日南市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条第2項において、指定管理者の指定に係る議会の議決があった時は、その旨を告示することとされているが、告示行為がなされていなかった。

② 基本協定書の備品の記載について

第18条及び第19条により、備品はⅠ種、Ⅱ種、Ⅲ種と区分して整理をすることとされており、また、第34条により、備品の区分による指定期間終了後の扱いについて規定しているものの、管理物件の詳細を記載する「別紙2」において、区分による備品の記載がされていない。備品の区分を明確にし、適正な備品の管理に努められたい。

③ 指定管理料基準価格算定について

指定管理施設には、団体の職員の配置が必要であるにもかかわらず、人件費が算定されていない。施設の管理経費の積算に当たっては、人件費を含めた全ての経費を計上しなければ施設に係る経費の総額が明らかにならず、収支を正確に把握することができない。指定管理者導入の効果を高めるためにも必要である。

④ 業務報告書について

指定管理者は、業務報告書の提出が、「日南市公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例」第8条に定める期間を徒過しているものが見受けられた。

また、所管課においては、提出された業務報告書の精査について不十分な面が見受けられた。指定管理者から提出される事業報告書の内容を十分精査するとともに、適宜、施設の状況を確認し、必要に応じ、指定管理者に対する指導等を行うなど、施設の適切な維持管理や事業運営の一層の充実を図り、指定管理者制度を有効に活用されたい。

⑤ 利用許可について

すべての利用申請に対して、利用料金が免除されている。利用料金は指定管理施設の運営にとって重要な財産収入であり、適正な利用者負担は必要であることから、市と協議し、利用者に対し適正で公正公平な負担となるよう減免基準を定めていただきたい。

また、この施設は指定管理者が施設の使用に係る料金を収入として収受できる「利用料金制度」を導入されているが、年間の利用料金が0円となっている。稼働率の低い研修室の有効利用ができるための条例の見直しなど、指定管理者制度が有効に活用できるよう検討されたい。